

2019年5月15日

有担保ローン業務におけるコンプライアンス体制について

スルガ銀行株式会社

当行は、別途開示しております「コンプライアンス体制の再構築にかかるこれまでの取組みについて」のとおり、コンプライアンス体制を抜本的に見直す取組みを進めてまいりました。

特に、有担保ローン業務につきましては、より慎重を期した取扱いとするため、以下の取組みを行なっております。

1. 有担保ローン全般について

(1) 機構改革の実施

当行は、当行全体としての「3つの防衛線」において、第一線として自律的なコンプライアンス・リスク管理を担う部署である営業本部の内部においても、さらに牽制機能を強化する観点から、営業本部の内部において第二線としての機能を担う「営業統制部」を設置します。営業統制部は、顧客本位の業務運営の遂行を徹底させるため、「営業品質管理」に専従し、営業本部の内部における第二線として、第一線である3バンク・8ブロック・支店の現場ラインおよび営業サポート室におけるコンプライアンス・リスク管理の支援・牽制を行ないます。

また、第二線である営業統制部の評価は、業績責任を負う営業本部長ではなく社長が直接実施することで第一線からの独立性を確保し、さらに、有担保ローン業務を担う支店には、営業統制部が評価権限とレポートラインをもつ融資役席を配します。これにより、有担保ローン業務を担う支店には、営業統制部を通じて、社長からの統制ラインを直接に落とし込むこととします。

(2) 融資役席の機能強化

有担保ローン業務は、「融資役席」を配した営業店に限定し取り扱います。融資役席は、当該営業店における全融資案件の稟議書を審査本部に提出する前にチェックし、融資案件がお客様の意向および定められた業務フローに沿った運用であるかなどの適正さを確保することをその職務とします。

融資役席は、営業店所属の行員の中で融資渉外業務の経験があり、役席経験が1年以上ある行員の中から営業統制部長が指名します。融資役席としての業務の独立性を確保するため、融資役席としての業務に対する評価は営業統制部にて実施することとし、融資役席と営業統制部のレポートラインを構築します。

また、融資役席に対しては、審査本部・コンプライアンス統括部と連携して、定期的かつ継続的に、研修および勉強会を実施することで、その専門性の向上とリスク情報の共有に努めます。

(3) 不正の再発防止策

抱き合わせ販売などのお客さまの意向とは異なる営業を二度と起こさぬよう、融資の稟議申請前と契約時にお客さまと面談（契約時は行員 2 名以上で対応）することを規定化しており、融資の申込み経緯やお客さまの意向の把握を徹底するとともに、その交渉履歴を記録する運用を行なっております。記録された内容は、第一線である営業店だけでなく審査本部等の第二線においても確認し、融資の申込みが顧客本位かつ定められた業務フローに沿って手続きされているか検証してまいります。また、審査資料は、面談時にお客さまから直接前で原本を受領、確認する業務フローに変更しており、偽造・改ざんを防止する運用を開始しております。

(4) 営業目標について

不正の原因となった過剰なノルマや短期的かつ営業偏重な業績評価制度を見直すため、2019 年度上期については、定量的な営業目標の設定は廃止しております。今後、不正の再発に繋がることのない営業目標設定のあり方と業績評価制度を検討してまいります。

(5) コンプライアンス統括部との連携

コンプライアンス統括部は、現場（第一線）における第二線的な役割として、コンプライアンス推進およびコンプライアンス・リスク管理を主導的に担うコンプライアンス・リーダーを任命しました。コンプライアンス・リーダーは、適切な営業活動を含む業務全般および健全な職場環境の整備を阻害する要因を早期に発見するリスクセンサーとしての役割と、各店舗でのコンプライアンス意識の醸成を主導的に行なう役割を担っております。営業統制部は、各エリアで開催する所属長会議において、コンプライアンス・リーダーの役割を理解・浸透させ、その職責を十分に果たせるようにするための環境整備と、コンプライアンス・リーダーの活動の阻害防止に努めます。また、コンプライアンス統括部は第二線として、営業本部と月次で定例会議を実施し、有担保ローンの取り扱い等に関するリスク情報の共有と適正な業務運営がなされるよう支援と牽制を行ないます。

(6) 内部監査部による取り組みの実効性の検証

内部監査部は、第三線の牽制機能として、有担保ローン業務全般を対象に監査を実施し、取り組みの実効性を検証するとともに取締役会へ報告します。

2. 投資用不動産ローンならびに併用物件ローン※について

(1) 専門チームの組成

①首都圏広域バンク「首都圏営業」内に投資用不動産ローンを専門的に取り扱うチームを組成し、同組織においてのみ投資用不動産ローン（既存顧客の投資用不動産ローンの借り換えを含む。）ならびに併用物件ローンを取り扱うこととします。ただし、既存顧客の修繕費用向けローンは、既存の取扱店舗で対応します。

※住宅ローンのなかでも自らの居住に当てる部分が建物全体の50%を下回るローンは、投資性が強い「併用物件ローン」と新たに定義し、専門チームで取扱いすることとします。

②活動状況に十分に目が行き届くよう、当初は15名前後の規模で再開し、メンバーには審査本部の経験者を1名含め、融資案件の適切性を専門チーム内で検証します。

(2) 専門チームに対する牽制の仕組み

①専門チームには他の営業組織とは異なる固有のリスクがあると認識し、コンプライアンス統括部所属のコンプライアンス担当者が常駐し、適正な業務運営遂行の管理に特化した活動を行ないます。

②専門チームの固有のリスクを排除するため、新たに自店検査項目を策定し定期的実施します。所属長が自店検査の実施者となり、コンプライアンス担当者がチェックすることにより、不正の兆候を検知する仕組みを構築します。

(3) 不動産関連業者管理に関する取り組み

不動産関連業者管理システムを構築し、不芳業者の把握ならびに排除を行なうと同時に、不動産関連業者の業況変化や風評等のリスク情報管理を徹底いたします。また、不動産業者等による銀行代理業違反行為を助長することのないよう、当行として、お客さまに対する不動産業者等による勧誘、説明につき不適切な行為が行われないように、不動産業者に対して申し入れ、その内容を不動産関連業者管理システムに記録する運用を開始します。同システムが適切に機能するため、不動産関連業者に関する正しい情報の取得、入力、更新、共有のシステム運用ルールを周知徹底して浸透させます。

不動産関連業者に関する不芳情報等を取得した場合には、不動産関連業者管理システムへの登録を必ず実施するとともに、不芳不動産関連業者については、その担当者個人レベルの情報も入力することとします。また、実際の実行実績に応じて不動産関連業者の定期調査を行い、情報の更新に努めてまいります。不動産関連業者や不芳情報等の登録を意図的に怠ったり、実態と異なる情報の登録を行なうことは、当行によ

る内部統制を無力化する行為として厳に禁止するとともに、そのような行為を行なった担当者に対しては厳しい処分を下すこととして、その旨、担当者に周知徹底いたします。

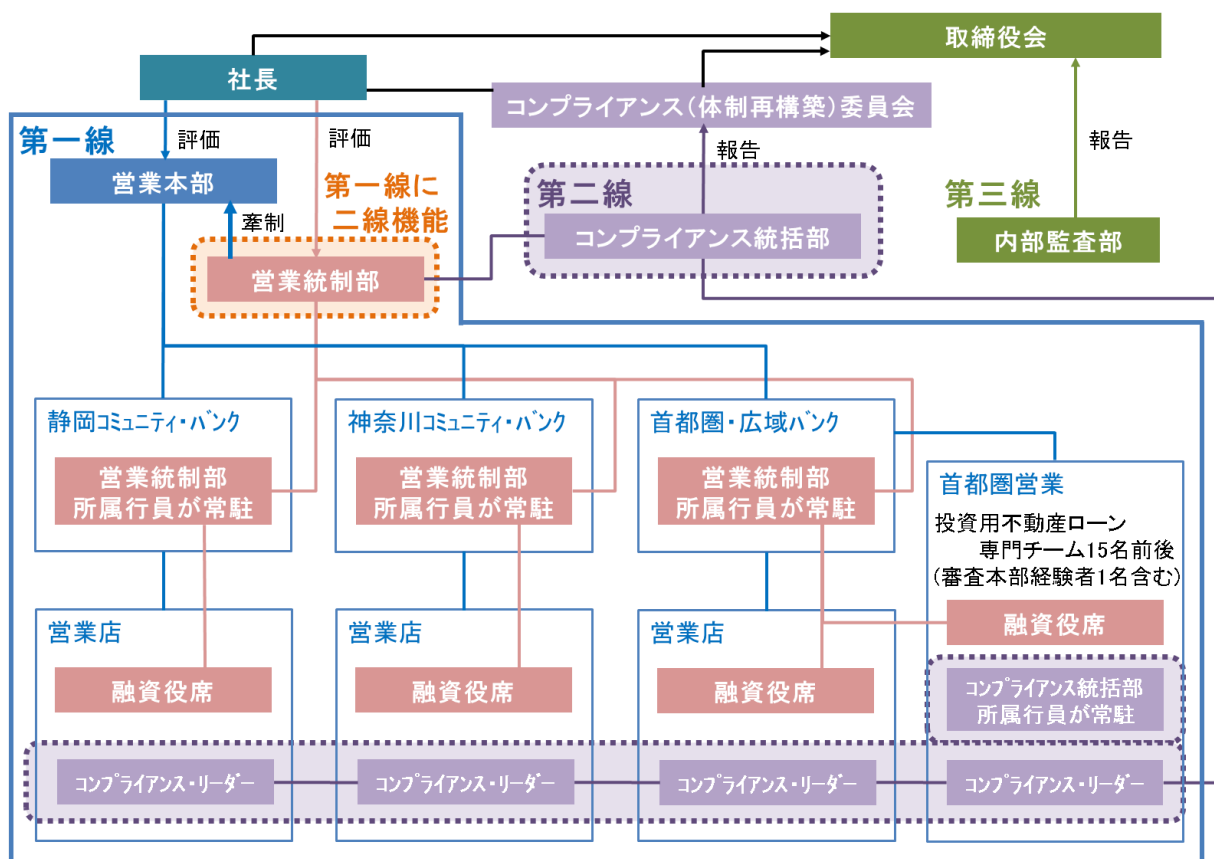
(4) 投資用不動産ローンの再開について

コンプライアンス体制再構築委員会（委員長：須藤英章弁護士）からは、上記の有担保ローン業務におけるコンプライアンス体制の下での投資用不動産ローン再開につき、承認を得ております。

体制再構築に向けた機構改革等を速やかに実施し、5月最終週の営業再開を予定しております。

今後の営業活動を通じ、顧客本位の業務運営を徹底するため、さらなるコンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

3. 有担保ローン業務における組織体制



以上